

中島村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和8年3月

福島県中島村

はじめに

このたび、2035年度までの中島村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「中島村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、中島村においても、農作物の発育阻害や学校でのプールの中止など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指すこと。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ65%、79%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、福島県においても、「福島県地球温暖化対策推進計画」（令和3年12月、福島県）が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

このような状況を踏まえ、中島村においても、村が目指す「みんなが輝らめく 豊かななかじまむら」の実現に向け省エネルギー対策等を計画的かつ継続的に推進することが求められます。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年（2025年）3月

中島村

<< 目次 >>

1.計画策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
(4) 地球温暖化対策をめぐる福島県内の動向	6
2.計画の基本的事項	10
(1) 計画の目的	10
(2) 対象とする範囲	10
(3) 対象とする温室効果ガス	10
(4) 計画期間	10
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	11
3.温室効果ガス（CO ₂ ）の排出状況	12
(1) 中島村の事務・事業に係るエネルギー使用量等の状況	12
(2) 中島村の事務・事業に係る温室効果ガス（CO ₂ ）の排出状況	13
(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因	17
(4) 再生可能エネルギーの導入状況	17
4.温室効果ガス（CO ₂ ）の排出削減に向けた課題	18
5.温室効果ガス（CO ₂ ）の排出削減目標	20
(1) 目標設定の考え方	20
(2) 温室効果ガスの削減目標	21
6.目標達成に向けた取組	22
(1) 取組の基本方針	22
(2) 具体的な取組内容	22
7.進捗管理体制と進捗状況の公表	25
(1) 推進体制	25
(2) 点検・評価・見直し体制	27
(3) 進捗状況の公表	27
資料編	28

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年(令和3年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

中島村近辺の気象観測所(白河特別地域気象観測所)における1940年(昭和15年)~2024年(令和6年)間の年平均気温は、図1-2に示すとおり、長期的に上昇傾向を示しており、地球温暖化の影響が我々の生活により身近なものとなりつつあることが確認できます。また、中島村では農業・林業に従事する人口が村内就業人口の約18%を占めており(令和2年国勢調査結果に基づく算出)、今後、地球温暖化の進行に伴う猛暑や豪雨の頻発によって、農作物への被害発生が懸念されます。

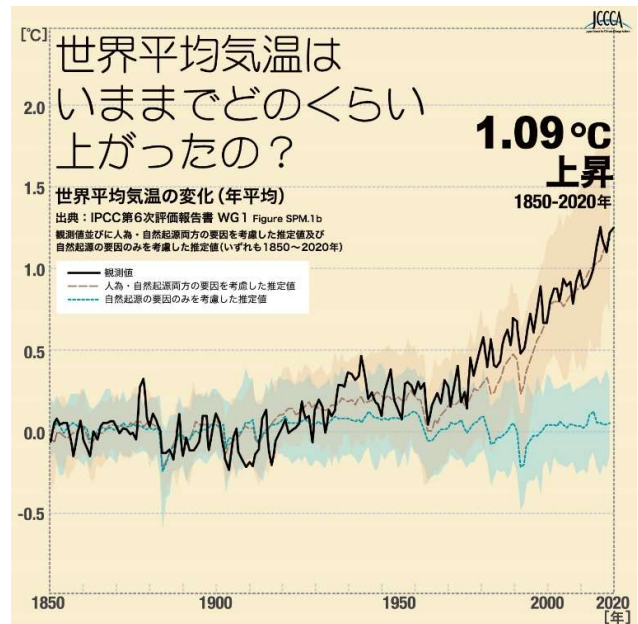


図 1-1 世界の年平均気温の変化(1850~2020年)
出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

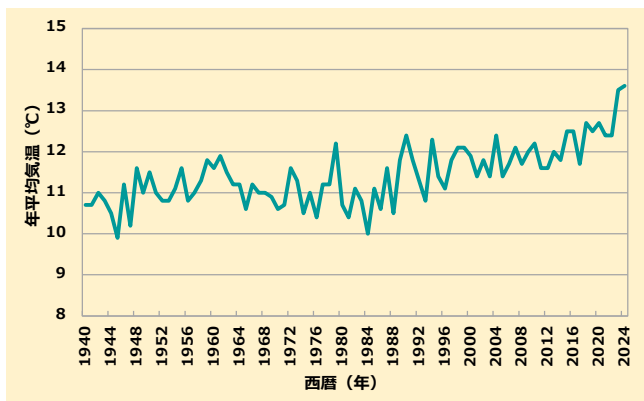


図 1-2 中島村近辺の年平均気温の変化
(1940~2024年)

出典: 気象庁ウェブサイト
(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。その後、2021年（令和3年）10～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界のCO₂の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。2024年（令和6年）11月のCOP29では、国際的な炭素クレジット取引を通じてCO₂の削減・除去対策を実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定しました。



図 1-3 NDC 実施と透明性向上に向けた共同行動

出典：脱炭素ポータルウェブサイト

<https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20241216-topic-66-2.html>

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年（令和7年）2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。また、同時期に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」についても閣議決定がなされており、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）という新たな目標が掲げられている。

表 1-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。

7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

(4) 地球温暖化対策をめぐる福島県内の動向

1) 福島県地球温暖化対策推進計画(2023年(令和5年)3月改定)

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「福島県地球温暖化対策推進計画」を2021年(令和3年)12月に改定しました。その後、2023年(令和5年)3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準」を別冊として位置付ける等の改定を行いました。

① 計画期間

2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年)までの9か年

② 基本目標

県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現

③ 基本姿勢

温室効果ガスの排出抑制(緩和策)と避けられない気候変動への適応(適応策)を地球温暖化対策の両輪として推進

(1) 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底(緩和策)

(2) 再生可能エネルギー等の最大限の活用(緩和策)

(3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進(緩和策)

(4) 気候変動への適応の推進(適応策)

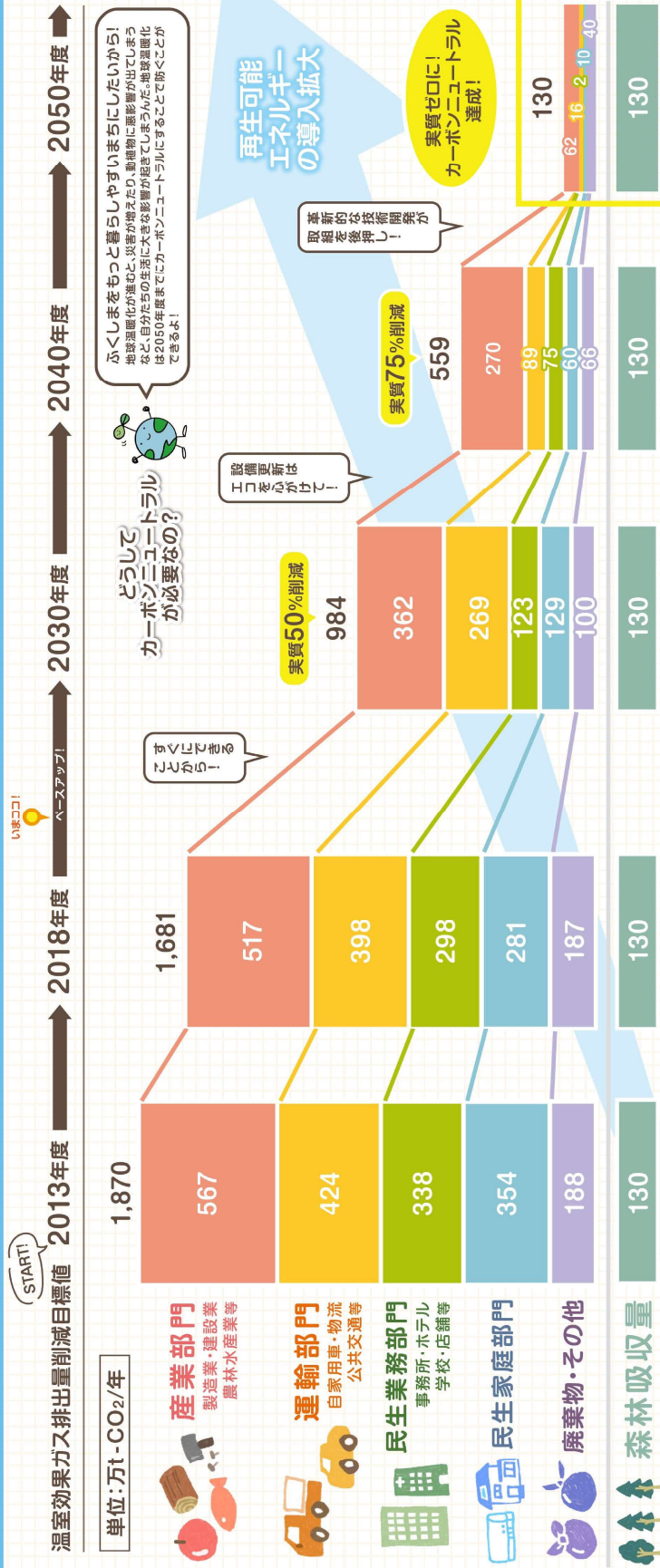
④ 温室効果ガス排出削減目標(基準年度:2013年度(平成25年度))

2050年度実質ゼロ(カーボンニュートラル)に向けて、2030年度(令和12年)マイナス50%及び2040年度(令和22年)マイナス75%を目標に設定

2) 福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ(2022年(令和4年)5月)

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量から森林による吸収量を差引いて実質ゼロにすることを意味します。ロードマップは2050年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ



福島県の暮らしや仕事を支えるみんなで実践します!

図 1-5 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップの概要
 出典: 福島県「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップのパンフレットについて」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/carbon-neutral-roadmap-panhu.html>

3) 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例

(2024年(令和6年)10月8日公布)

福島県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たにカーボンニュートラルの推進等に関する条例を制定しました。

表 1-2 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例の概要

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例		令和6年10月8日 福島県条例第74号			
趣旨	福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たにカーボンニュートラルの推進等に関する条例を制定。				
目的 (第1条)	「基本理念」、「県、事業者、県民等の責務」、「必要な事項」を規定 ・総合的かつ計画的に取組を推進 ・県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策を推進 持続可能な社会を構築し、将来の県民に良好な環境を継承				
基本理念 (第3条)	・原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり ・オール福島でカーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成 ・緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開し、地域課題の解決に貢献				
責務 (第4～7条)	・ 県の責務 総合的かつ計画的な気候変動対策の実施、各主体や地域との連携・協働等 ・ 事業者、県民、観光等による一時滞在者 自主的かつ積極的な取組の実施、県等が実施する気候変動対策への協力				
緩和策(温室効果ガス排出量を減らす取組)					
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■ 事業活動(第11～15条) ・排出量の把握、削減 ・働き方の転換 ・カーボン・オフセットの推進 など ■ 交通、自動車使用(第16～21条) ・公共交通機関等の利用 ・物流の効率化 ・電動車等の購入、充電設備等の設置 など ■ 建築物(第22～23条) ・エネルギー使用の合理化、排出量の削減 ・再エネ等の利用 ・木造化、県産材利用 など ■ 日常生活(第24～29条) ・エネルギー使用量の把握、省エネ化 ・環境に配慮した物品、サービスの選択 ・生活様式の転換 ・エシカル消費の推進 など </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■ 再生可能エネルギー等の利用(第30～33条) ・再エネ等の地産地消 ・水素等の利用促進 ・設備等設置に当たっての自然環境保全 など ■ ごみ、フロン類(第34～37条) ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環利用の促進 など ■ 森林整備等(第38～42条) ・森林整備の推進 ・県産材の利用 ・再造林の推進 ・藻場等の保全 など </td> </tr> </table>			■ 事業活動(第11～15条) ・排出量の把握、削減 ・働き方の転換 ・カーボン・オフセットの推進 など ■ 交通、自動車使用(第16～21条) ・公共交通機関等の利用 ・物流の効率化 ・電動車等の購入、充電設備等の設置 など ■ 建築物(第22～23条) ・エネルギー使用の合理化、排出量の削減 ・再エネ等の利用 ・木造化、県産材利用 など ■ 日常生活(第24～29条) ・エネルギー使用量の把握、省エネ化 ・環境に配慮した物品、サービスの選択 ・生活様式の転換 ・エシカル消費の推進 など	■ 再生可能エネルギー等の利用(第30～33条) ・再エネ等の地産地消 ・水素等の利用促進 ・設備等設置に当たっての自然環境保全 など ■ ごみ、フロン類(第34～37条) ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環利用の促進 など ■ 森林整備等(第38～42条) ・森林整備の推進 ・県産材の利用 ・再造林の推進 ・藻場等の保全 など	
■ 事業活動(第11～15条) ・排出量の把握、削減 ・働き方の転換 ・カーボン・オフセットの推進 など ■ 交通、自動車使用(第16～21条) ・公共交通機関等の利用 ・物流の効率化 ・電動車等の購入、充電設備等の設置 など ■ 建築物(第22～23条) ・エネルギー使用の合理化、排出量の削減 ・再エネ等の利用 ・木造化、県産材利用 など ■ 日常生活(第24～29条) ・エネルギー使用量の把握、省エネ化 ・環境に配慮した物品、サービスの選択 ・生活様式の転換 ・エシカル消費の推進 など	■ 再生可能エネルギー等の利用(第30～33条) ・再エネ等の地産地消 ・水素等の利用促進 ・設備等設置に当たっての自然環境保全 など ■ ごみ、フロン類(第34～37条) ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環利用の促進 など ■ 森林整備等(第38～42条) ・森林整備の推進 ・県産材の利用 ・再造林の推進 ・藻場等の保全 など				
適応策(気候変動による影響に備える取組)					
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> ■ 適応策の推進(第43～46条) ・基本的事項、重点的事項 ・気候変動適応センターの設置 ・適応策の取組の支援 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 7分野 適応 </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> ①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、 ④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、 ⑦国民生活・都市生活 ※太字は重点的事項 </td> </tr> </table>			■ 適応策の推進(第43～46条) ・基本的事項、重点的事項 ・気候変動適応センターの設置 ・適応策の取組の支援	7分野 適応	①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、 ④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、 ⑦国民生活・都市生活 ※太字は重点的事項
■ 適応策の推進(第43～46条) ・基本的事項、重点的事項 ・気候変動適応センターの設置 ・適応策の取組の支援	7分野 適応	①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、 ④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、 ⑦国民生活・都市生活 ※太字は重点的事項			
その他					
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■ 気候変動対策推進計画等(第8～10条) ・計画策定 ・県庁率先(再エネ利用 など) ■ 理解の増進等(第47～53条) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ■ 推進体制(第54～55条) ・推進体制の整備、関係者の連携協力 ■ 条例の見直し(第56条) </td> </tr> </table>			■ 気候変動対策推進計画等(第8～10条) ・計画策定 ・県庁率先(再エネ利用 など) ■ 理解の増進等(第47～53条)	■ 推進体制(第54～55条) ・推進体制の整備、関係者の連携協力 ■ 条例の見直し(第56条)	
■ 気候変動対策推進計画等(第8～10条) ・計画策定 ・県庁率先(再エネ利用 など) ■ 理解の増進等(第47～53条)	■ 推進体制(第54～55条) ・推進体制の整備、関係者の連携協力 ■ 条例の見直し(第56条)				
施行期日	・公布の日(令和6年10月8日)				



4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準

(2023年(令和5年)3月)

県では、地域と調和した再生可能エネルギーの活用を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)¹を設定する際の県の基準を策定しました。

対象設備は、太陽光発電設備と風力発電設備とし、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」、「地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域」が定められています。

また、事業実施における共通考慮事項として、

- ・斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。
- ・騒音の影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備を環境影響がなくなるよう

離隔及び植栽等を施すこと。

などが定められています。

地域脱炭素化促進事業が想定される箇所としては、建物の屋根(太陽光発電設備のみ)、地上への設置(未利用地等)、駐車場(太陽光発電設備のみ)が例示されています。

地域脱炭素化促進施設の整備と併せて取り組むべき内容としては、地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項(地域・近隣住民との合意形成の努力、災害時の非常用電源としての活用等)が例示されています。

¹ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域):再生可能エネルギー設備の設置に適した場所として選定した土地等のことで、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県が定める環境配慮基準に基づき、市町村が設定する区域。促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が特例(関係許可等手続のワンストップ化や、配慮書手続の省略等)の対象となる。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

中島村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、中島村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、中島村の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は資料編を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

中島村には大規模下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

区域施策編が対象とする計画期間については、2035 年（令和 17 年度）までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である 2025 年度（令和 7 年度）の翌年 2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）末までを計画期間とします。

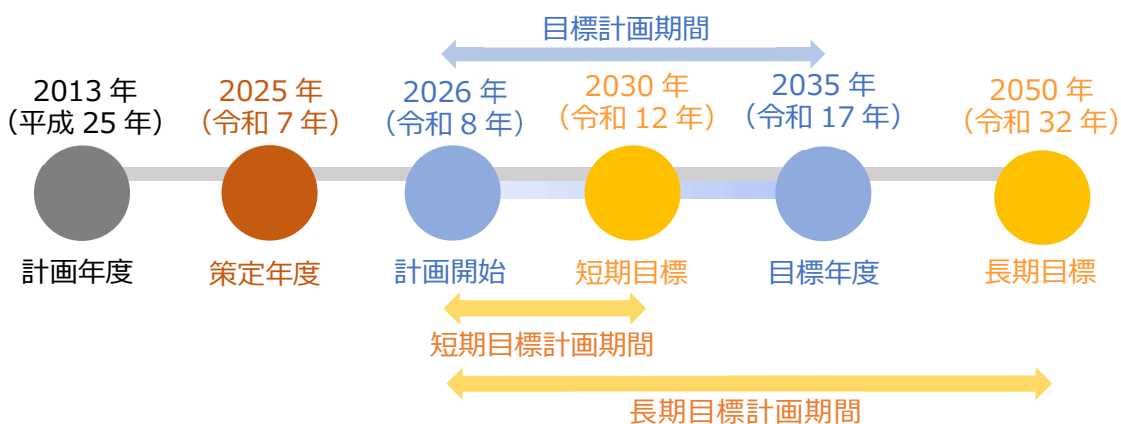


図 2-1 中島村における実行計画期間のイメージ図

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、「地球温暖化対策計画」及び「第 6 次中島村総合振興計画」に即して策定します。

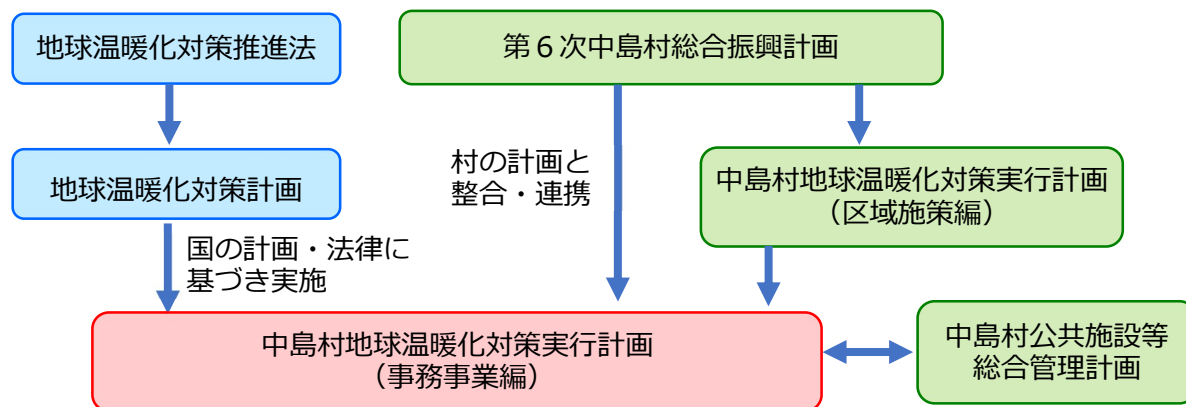


図 2-2 事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガス（CO₂）の排出状況

(1) 中島村の事務・事業に係るエネルギー使用量等の状況

中島村の事務・事業に伴うエネルギー種類別の使用量を、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）及び直近年度である 2024 年度（令和 6 年度）で比較した結果を表 3-1 に示します。

2013 年度（平成 25 年度）から最も増加率の高いエネルギー種は軽油（車両用）となっており、107.5%の増加となっております。次いで、LPG の 17.0%の増加、電気の 9.2%の増加となっております。

表 3-1 中島村の事務・事業に係るエネルギーの使用状況

エネルギー種	単位	エネルギー使用量			増減比(%)	
		2013 年 (平成 25 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)		
他人から供給された電気使用量	kWh/年	1,528,274	1,491,382	1,668,741	+9.2	
燃料使用量 (車両用を除く)	LPG	m ³ /年	9,362	13,229	10,956	+17.0
	灯油	L/年	115,654	109,942	91,525	-20.9
	A 重油	L/年	19,200	19,600	0	-100.0
	軽油 (車両用除く)	L/年	34	0	0	-100.0
	その他燃料 (ガソリン)	L/年	317	9	0	-100.0
車両燃料消費量	ガソリン	L/年	18,817	14,850	11,446	-39.2
	軽油	L/年	2,257	3,523	4,682	+107.5

(2) 中島村の事務・事業に係る温室効果ガス（CO₂）の排出状況

1) エネルギー種別

中島村の事務・事業に伴う温室効果ガス（CO₂）の排出状況について、基準年度である2013年度（平成25年度）、中間年度の2018年度（平成30年度）、直近年度である2024年度（令和6年度）で比較した結果を表3-2に示します。

2024年度（令和6年度）における温室効果ガス（CO₂）排出量のエネルギー種別構成比をみると、電気の使用による排出量が全体の約4分の3を占め、次いで灯油、LPGの順に多くなっています。

排出量の推移をみると、LPGと軽油（車両用）の燃焼によるCO₂排出量のみが2013年度（平成25年度）から増加しております。

表3-2 中島村の事務・事業に係る温室効果ガス（CO₂）の排出状況

エネルギー種別		CO ₂ 排出量（t-CO ₂ /年）			増減比(%)
		2013年 （平成25年度）	2018年 （平成30年度）	2024年 （令和6年度）	
他人から供給された電気使用量		903.2	787.4	811.4	-10.2
燃料使用量 （車両用を除く）	LPG	28.1	39.7	32.9	+17.0
	灯油	288.0	273.8	227.9	-20.9
	A重油	52.0	53.1	0.0	-100.0
	軽油 （車両用除く）	0.1	0.0	0.0	-100.0
	その他燃料 （ガソリン）	0.7	0.0	0.0	-100.0
車両燃料消費量	ガソリン	43.7	34.5	26.6	-39.2
	軽油	5.8	9.1	12.1	+107.5
合計		1,321.6	1,197.6	1,110.7	-16.0

※電気の使用に伴うCO₂排出量の算定に用いた基礎排出係数は、2013年が0.591kg-CO₂/kWh、2018年が0.528kg-CO₂/kWh、2024年が0.486kg-CO₂/kWhとなっております。

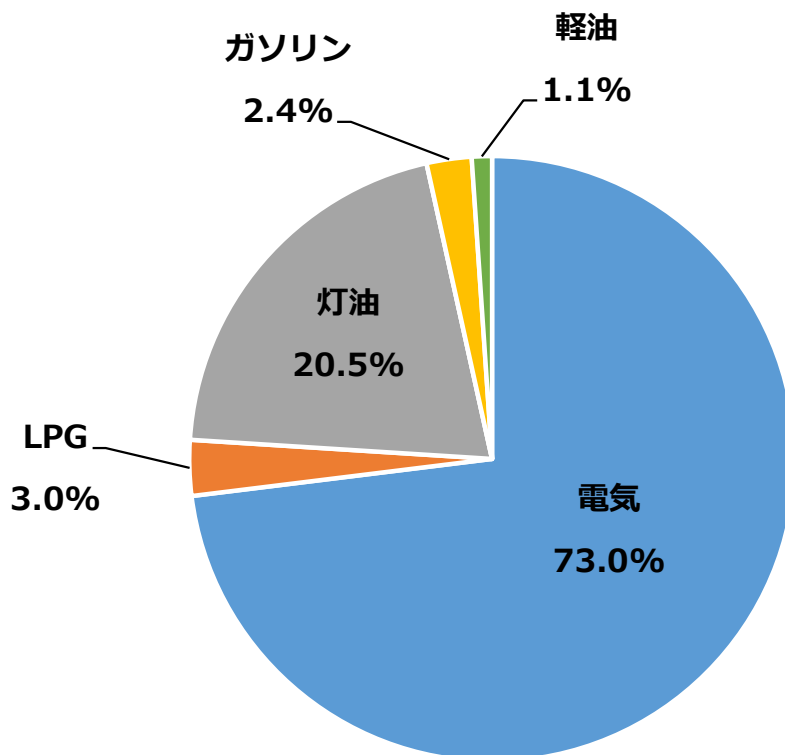


図 3-1 温室効果ガス (CO₂) の排出量のエネルギー種別構成比 (令和 6 年度)

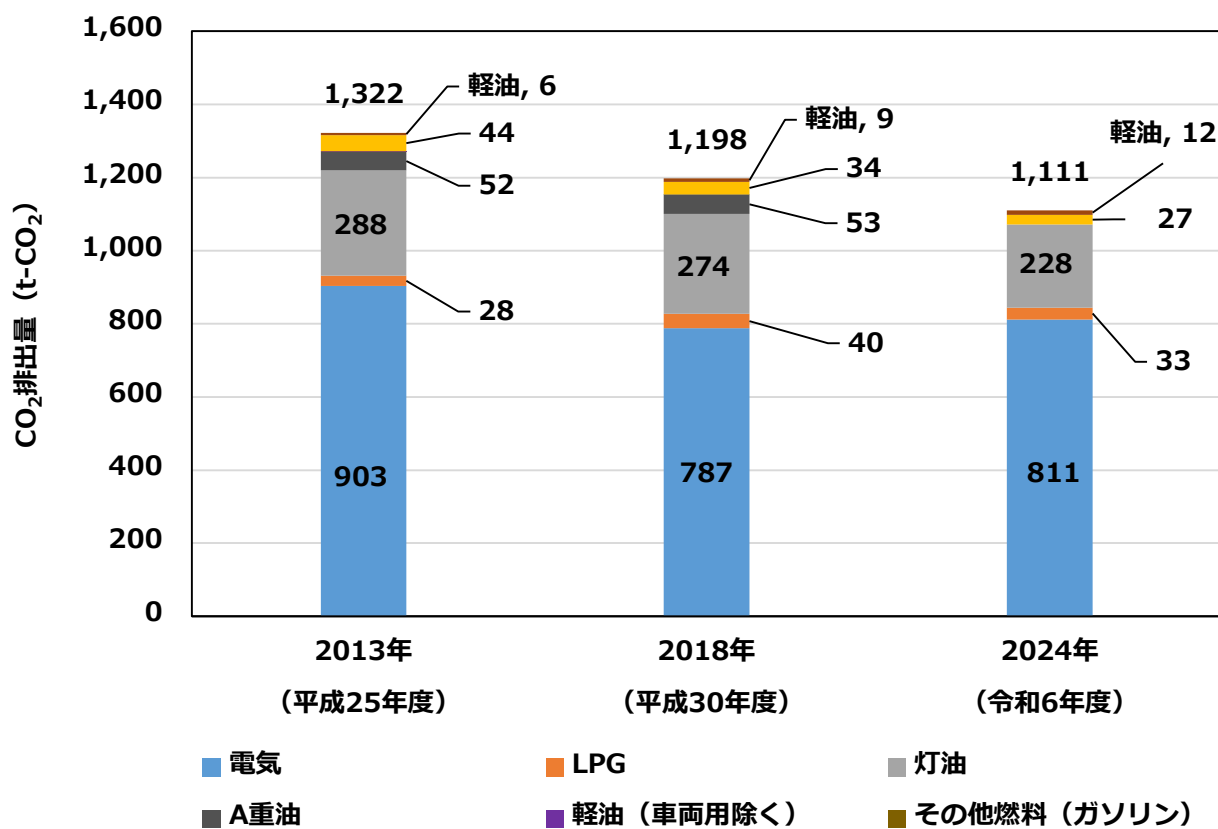


図 3-2 温室効果ガス (CO₂) の排出量の推移

2) 施設区分別

中島村の事務・事業に伴う温室効果ガス（CO₂）の施設区分別の排出状況について、基準年度である2013年度（平成25年度）及び直近年度である2024年度（令和6年度）で比較した結果を表3-3に示します。

2024年度（令和6年度）における温室効果ガス（CO₂）排出量の施設区分別構成比をみると、保健福祉等施設からの排出量が全体の約3分の1を占め、次いで学校教育施設、給排水施設の順に多くなっています。

排出量の推移をみると、社会施設、保健福祉等施設が2013年度（平成25年度）からそれぞれ約3割程度減少しており、他の区分の施設よりも減少率が高くなっており、学校教育施設についてのみ、約3割程度の増加となっています。

表 3-3 温室効果ガス（CO₂）の排出状況（施設区分別）

施設区分	CO ₂ 排出量（t-CO ₂ /年）			増減比(%)
	2013年 （平成25年度）	2018年 （平成30年度）	2024年 （令和6年度）	
行政施設	222.8	206.9	215.0	-3.5
給排水施設	316.1	282.8	231.4	-26.8
社会施設	48.2	37.7	33.6	-30.3
住宅施設	19.4	18.0	16.9	-13.1
学校教育施設	198.5	207.0	261.8	+31.9
保健福祉等施設	516.6	445.3	351.9	-31.9
合計	1,321.6	1,198.6	1,110.7	-16.0

※電気の使用に伴うCO₂排出量の算定に用いた基礎排出係数は、2013年が0.591kg-CO₂/kWh、2018年が0.528kg-CO₂/kWh、2024年が0.486kg-CO₂/kWhとなっております。

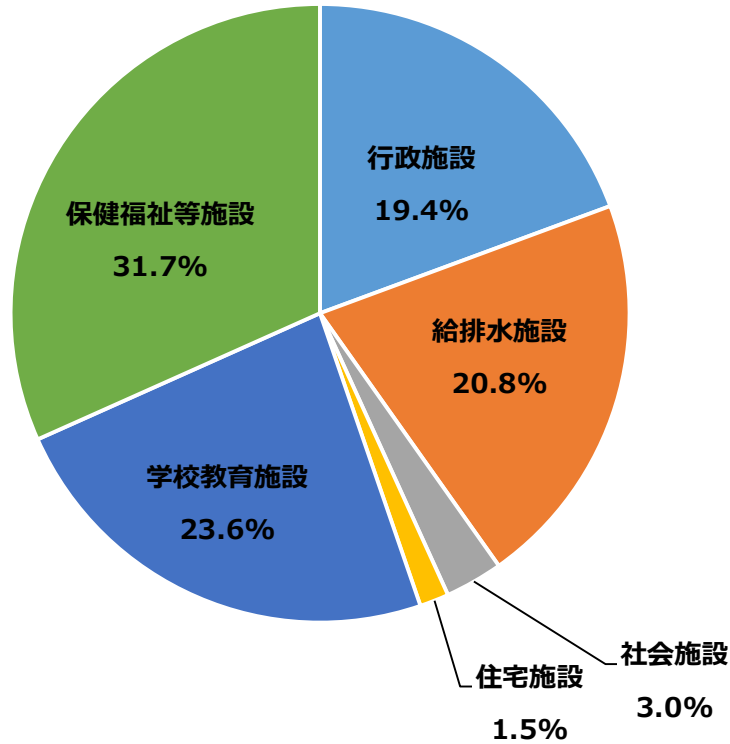


図 3-3 温室効果ガス (CO₂) の排出量の施設区分別構成比 (令和 6 年度)

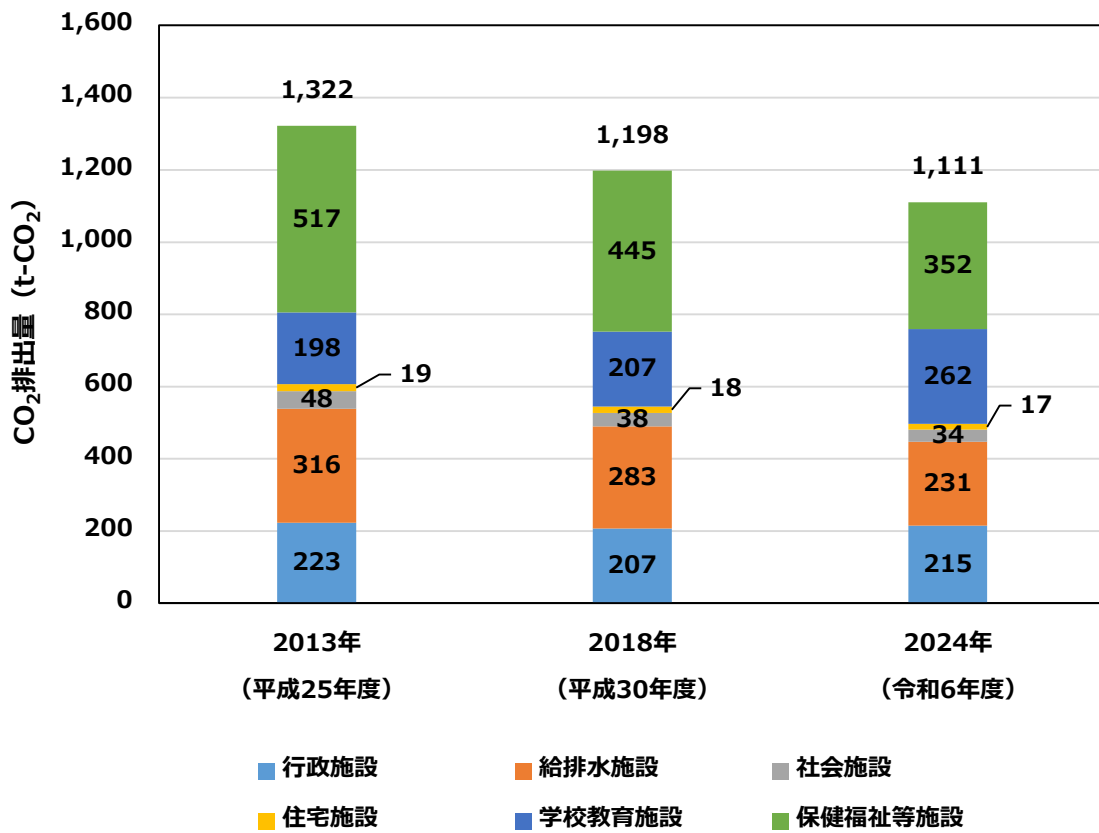


図 3-4 温室効果ガス (CO₂) の排出量の推移

(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因

事務・事業に伴う温室効果ガス（CO₂）排出量は、2013年度（平成25年度）の約1,322t-CO₂から2024年度（令和6年度）には約1,111t-CO₂となり、約16%減少しました。

エネルギー種別のうち、使用割合の高い電気の使用量は約9%増加しているものの、2013年度（平成25年度）から2024年度（令和6年度）における基礎排出係数の低下により、CO₂の排出量は約10%減少しています。また、軽油（車両用）によるCO₂排出量が約108%と大きく増加しているものの、ガソリンによるCO₂排出量は約39%減少しており、車両の燃料消費によるCO₂排出量の総量（ガソリン+軽油）は2013年度（平成25年度）から減少しています。これは、従来のガソリン車から、燃費性能に優れたディーゼル車への導入・入替によるものです。

施設区分別でみると、学校教育施設以外でいずれも減少しており、特に社会施設、保健福祉等施設では、30%以上の減少となっています。学校教育施設でCO₂の排出量が増加している要因としては、新設された給食センターでの電気使用量の増加が大きく寄与しています。

(4) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー（太陽光発電施設）が整備されている施設を表3-4に示します。

表 3-4 再生可能エネルギー（太陽光発電施設）の整備状況

施設名	稼働開始年度	設備容量 (kW)
中島村役場庁舎	2013年度（平成25年度）	12
農村環境改善センター	2014年度（平成26年度）	20
滑津小学校	2009年度（平成21年度）	20
吉子川小学校	2009年度（平成21年度）	20
中島中学校	2009年度（平成21年度）	20
総合福祉センター	2009年度（平成21年度）	33

4. 温室効果ガス（CO₂）の排出削減に向けた課題

中島村の事務・事業に伴う温室効果ガス（CO₂）の排出削減に向けた課題を、施設区分別に示します。

1) 行政施設

行政施設における温室効果ガス（CO₂）の排出量は、各施設が所有する車両台数の減少、LPG や灯油等の燃料使用から電気使用への移り変わりなどが大きく影響しています。その結果、2013年（平成25年度）の223t-CO₂から、2024年（令和6年度）の215t-CO₂と約4%減少しています。さらなる温室効果ガス（CO₂）の排出削減に向けて、いかにして、省エネルギー型の設備への更新や、電気の消費を再生可能エネルギーで賄うかが課題と言えます。

2) 給排水施設

給排水施設における温室効果ガス（CO₂）の排出量は、施設の電気使用量の低下及び基礎排出係数の低下が大きく影響しています。その結果、2013年（平成25年度）の316t-CO₂から、2024年（令和6年度）の231t-CO₂と約27%減少しています。2024年度（令和6年度）時点において、施設のCO₂の排出量が大きく減少していることから、引き続き、電気の消費を抑えていくことが課題と言えます。

3) 社会施設

社会施設における温室効果ガス（CO₂）排出量は、農村環境改善センターでの照明のLED化による効果が大きく影響しています。その結果、2013年（平成25年度）には48t-CO₂であった排出量が、2024年（令和6年度）には34t-CO₂へと約30%減少しました。一方、童里夢公園においては、2023年（令和5年）7月に農村直売所の「なかじま産直館 KIRASSHE（きらっしえ）」が再オープンしたこともあり、電気消費量が増加していることから、いかにして、省エネルギー型の設備への更新や、電気の消費を再生可能エネルギーで賄うかが課題と言えます。

4) 住宅施設

住宅施設における温室効果ガス（CO₂）の排出量は、施設の電気使用量の低下及び基礎排出係数の低下により、2013年（平成25年度）の19t-CO₂から、2024年（令和6年度）の17t-CO₂と約13%減少しています。2024年度（令和6年度）時点において、施設のCO₂の排出量が大きく減少していることから、引き続き、電気の消費を抑えていくことが課題と言えます。

5) 学校教育施設

学校教育施設における温室効果ガス（CO₂）の排出量は、給食センターにおける電気消費量の増加、幼稚園・小学校・中学校におけるLPGや灯油等の燃料使用の増加が大きく影響しています。その結果、2013年（平成25年度）の199t-CO₂から、2024年（令和6年度）の261t-CO₂と約32%増加しています。そのため、幼稚園・小学校・中学校では、いかにして、LPGや灯油等の燃料使用を抑えるかが課題と言えます。また、給食センターでは、使用エネルギーの大部分が電気であることから、いかにして、電気の消費を再生可能エネルギーで賄うかが課題と言えます。

6) 保健福祉等施設

保健福祉等施設における温室効果ガス（CO₂）の排出量は、総合福祉センターでの照明のLED化及び軽油の消費量の低下による効果が大きく影響しています。その結果、2013年（平成25年度）の517t-CO₂から、2024年（令和6年度）の352t-CO₂と約32%減少しています。さらなる温室効果ガス（CO₂）の排出削減に向けて、いかにして、その他施設においても、省エネルギー型の設備への更新や、電気の消費を再生可能エネルギーで賄うかが課題と言えます。

5. 温室効果ガス（CO₂）の排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2035年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、中島村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

目標水準の検討に当たっては、国の計画（地球温暖化対策計画、政府実行計画）などから、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の削減目標としてどの程度の水準が期待されているのかを検討します。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）Ver2.0（2025年（令和7年）7月、環境省）」では、2013年度（平成25年度）を基準年度とした、温室効果ガスの削減目標の設定方法として、以下の2つの方法が例示されています。

- ①政府実行計画に準じて設定する方法：65%削減（2035年度（令和17年度）の削減目標値）
- ②その他の方法：
 - ・地球温暖化対策計画の目標値を元に部門別の目標を組み合わせる手法
 - ・削減ポテンシャルの積上げを基に目標を設定する方法

本計画では、全体の削減目標を①に準じて設定するものとします。

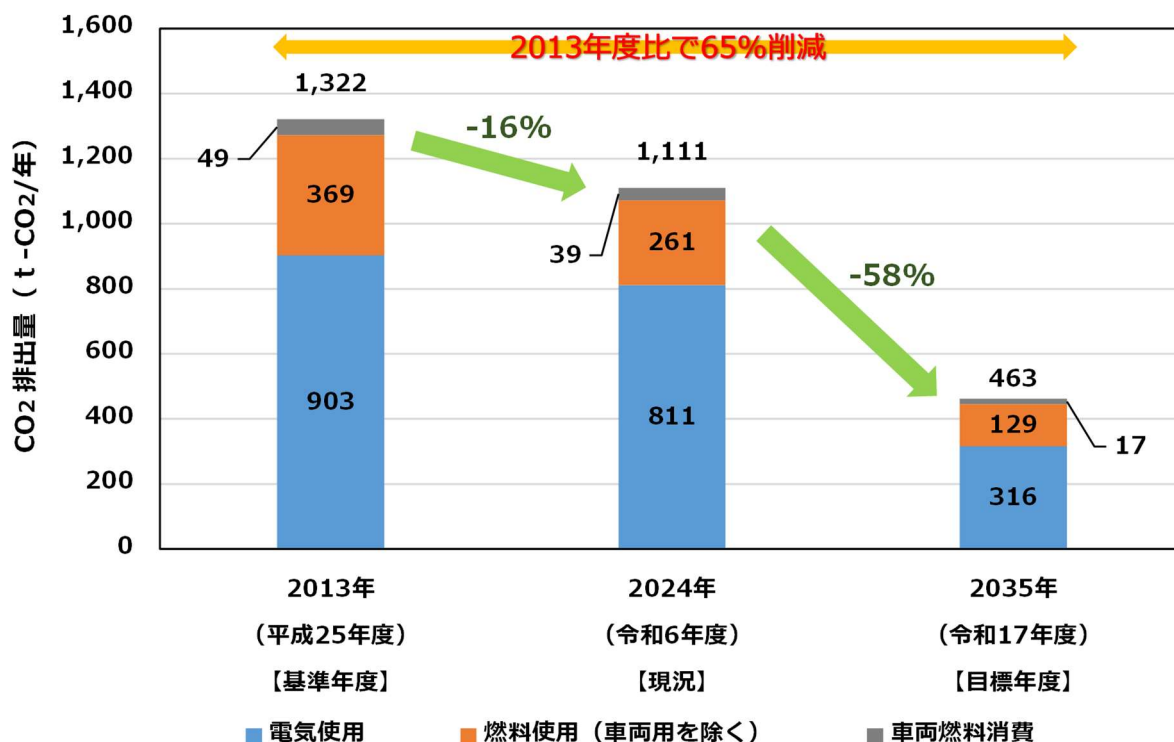
(2) 温室効果ガスの削減目標

対象施設から排出される温室効果ガス（CO₂）は、目標年度（2035年度（令和17年度））に、2013年度（平成25年度）比で約65%、2024年度（令和6年度）比で約58%削減することを目標とします。

このうち、電気使用によるCO₂排出量は、2013年度（平成25年度）比で約70%削減、燃料使用（車両用を除く）によるCO₂排出量を約55%削減、車両燃料消費によるCO₂排出量を約48%削減することを目標とします。

表 5-1 温室効果ガスの削減目標

エネルギー区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)			2013年度（平成25年度）比削減率 (%)	
	【基準年度】 2013年度 (平成25年度)	【現況】 2024年度 (令和6年度)	【目標年度】 2035年度 (令和17年度)	2024年度 (令和6年度)	2035年度 (令和17年度)
電気使用	903	811	271	-10%	-70%
燃料使用 (車両用を除く)	369	261	166	-29%	-55%
車両燃料消費	49	39	26	-22%	-48%
合計	1,322	1,111	463	-16%	-65%



※ 電力の発電に伴う基礎排出係数が、2024年（令和6年）の0.486kg-CO₂/kWhから2030年（令和12年）の0.250 kg-CO₂/kWh（電力業界の目標値）まで低減した場合を考慮した削減目標であり、村の事務事業における脱炭素化への取組のみで58%の削減を行うものではありません。

図 5-1 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本計画の目標達成に向け、以下の7項目を取組の基本方針とし、CO₂排出量の削減に取り組みます。

- 1) 省エネルギー対策の徹底
- 2) 設備等更新時の省エネルギー化
- 3) 再生可能エネルギーの導入
- 4) 森林吸収源の確保
- 5) 省資源・リサイクルの推進
- 6) グリーン購入・環境配慮契約及び意識啓発の推進
- 7) 職員のワークライフバランスの確保

(2) 具体的な取組内容

1) 省エネルギー対策の徹底

① 照明機器

- ・勤務時間外や昼休み（窓口を除く）など、不要な照明を消灯します。
- ・使用していない部屋の照明の切り忘れに注意します。
- ・十分な光量が得られる時は自然光を活用します。
- ・施設照明のLED化を推進します。

② O A 機器

- ・こまめに電源を切る、長時間使用しない場合は主電源を切るかコンセントを抜く、省エネルギー管理機能を活用するなどして省エネに努めます。

③ 空調機器

- ・クールビズ・ウォームビズを推進し、室内温度が夏季は28℃・冬季は20℃を目安に設定するよう心がけ、扇風機やサーキュレーターなどを併用するなどして省エネに努めます。
- ・使用していない部屋の空調の切り忘れに注意します。
- ・窓の開閉やブラインド等を活用し室内温度の調節を図ります。
- ・エアコン・暖房機等は、維持管理を適切に行い、常に正常な運転ができるようにします。オフシーズンはプラグを抜きます。

④ 燃料（ボイラー、家庭用機器等）の使用抑制

- ・現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・給湯機器を使用の際は、支障のない範囲で低めの温度設定にします。

⑤ 適正運転の実施

- ・運転に際してはエコドライブやアイドリングストップを実践します。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つとともに、余分な荷物は積みこまないようにします。

⑥ 公用車の利用抑制

- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・近距離の場合は徒歩や自転車を利用します。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするようにします。

2) 設備等更新時の省エネルギー化

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・給排水施設更新時は、高効率モータやトップランナーモータを搭載したポンプに変更することで、エネルギー効率の向上、電力消費量の削減を図ります。
- ・建物の新築・増改築の際は、断熱性の高い構造を採用します。
- ・公用車を更新する際には、積極的に低公害車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車等）や低燃費車を導入します。

3) 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

4) 森林吸収源の確保

- ・適切な間伐や主伐後の再生林の実施、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備を推進します。
- ・森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策を推進します。

5) 省資源・リサイクルの推進

① 用紙類の使用量削減

- ・両面コピー、両面印刷、まとめコピーを徹底します。
- ・内部資料では、使用済み用紙の裏紙使用を徹底します。
- ・資料の簡素化・配布資料の部数の適正化を推進します。
- ・電子媒体上でのやり取りを推進し、紙使用量の削減に努めます。

② 廃棄物の発生抑制

- ・使い捨て製品の購入を控えます。
- ・調理・栄養適正管理指導により生ごみの減量を図ります（給食センター）。

③ 水の使用抑制

- ・水道使用の際は水圧を低くするなど、常に節水を心がけます。
- ・水漏れ等のないよう水道施設は常に点検し、正常な状態で使用します。
- ・公用車の洗車などの際は、水圧を適正に調整し、最小限の水量で洗うよう心がけます。

6) グリーン購入・環境配慮契約及び意識啓発の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を検討します。

7) 職員のワークライフバランスの確保

- ・温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。
- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減し、電力使用量を削減に努めます。
- ・テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、村長を委員長とする「中島村地球温暖化対策実行計画推進本部」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

1) 中島村地球温暖化対策実行計画推進本部

村長を本部長、副村長を副本部長とし各課の課長が本部員で構成される体制を基本とします。中島村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

2) 中島村地球温暖化対策実行計画推進担当者会議

住民生活課長を事務局長とし、各課の課長等が指名した推進担当者と構成します。また、各課の実行状況を把握するとともに、庁内での取り組みを推進します。

3) 地球温暖化対策推進担当者

各課の課長等が指名し、各課に1名配置します。各課において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

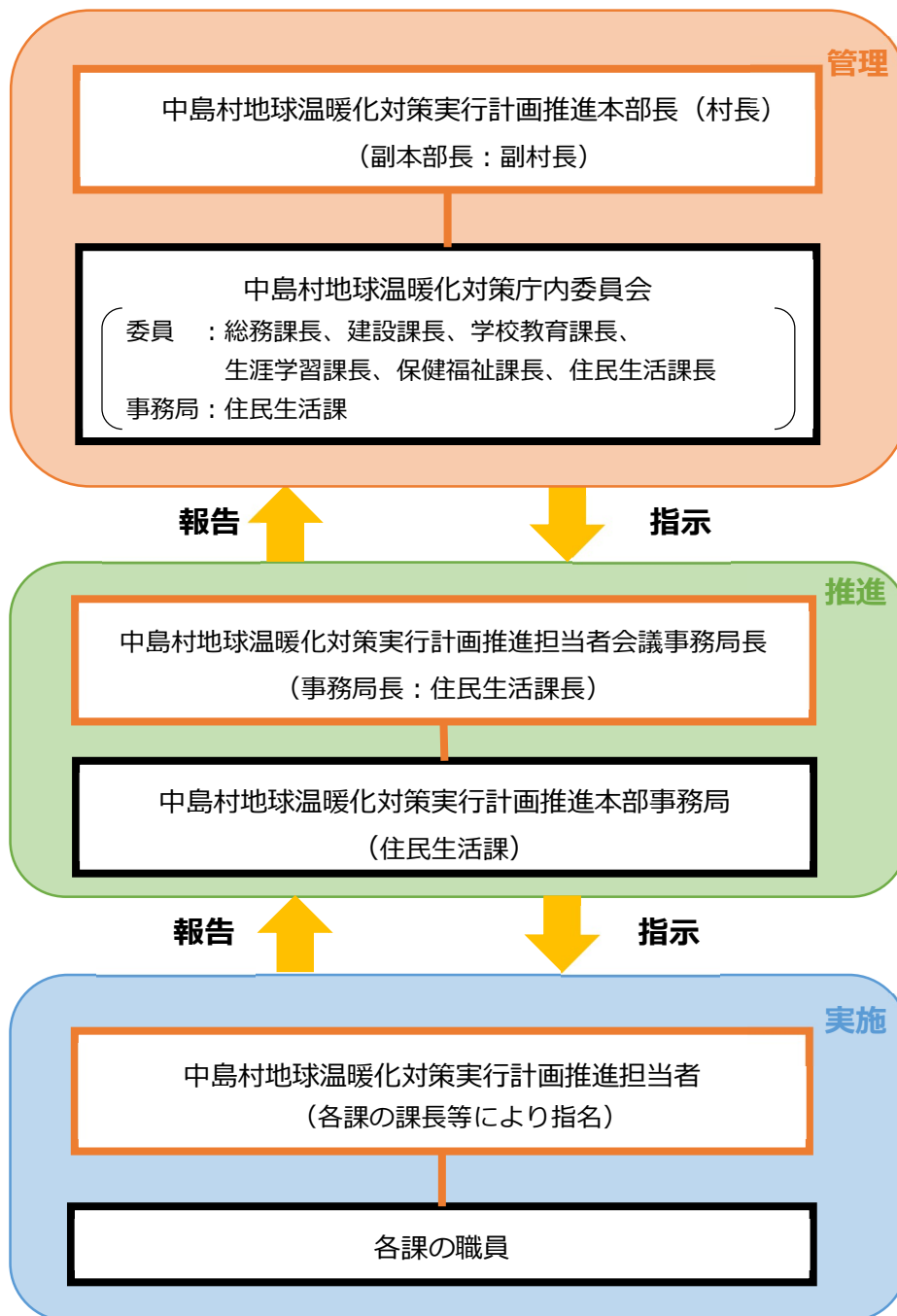


図 7-1 中島村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことにより点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

1) 毎年のPDCA

本計画の進捗状況（温室効果ガス排出量や目標達成に向けた取組の実施状況等）は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理し、温室効果ガス排出量の計算を行って庁内推進本部に報告します。庁内推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

2) 見直し予定年度のPDCA

本計画の最終年度（2035年度（令和17年度））には、庁内推進本部において2026年度（令和8年度）から実施してきた取組の実績や温室効果ガスの削減状況を確認・評価し、次期計画の改定作業を行います。

なお、地球温暖化対策に係る法律の改正や上位・関連計画の変更、社会経済情勢の大きな変化等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、改定年度に関わらず、計画の見直しを検討します。

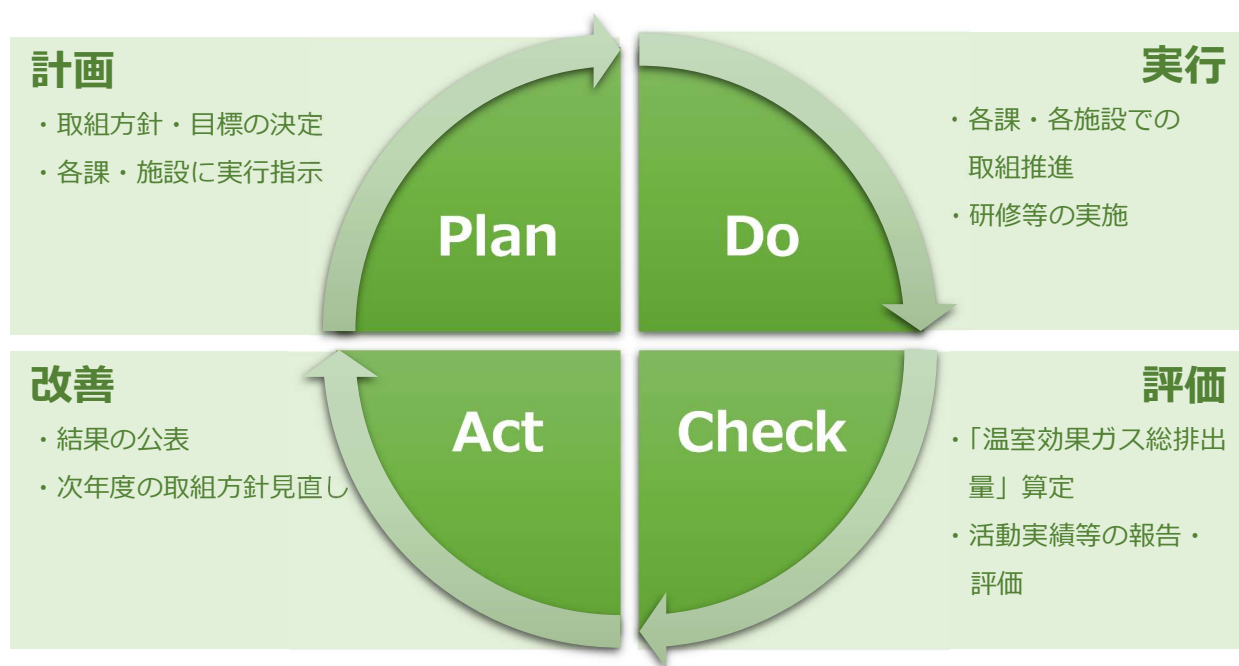


図 7-2 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、村の広報紙やホームページ等で公表します。

温室効果ガス集計対象施設一覧

施設区分 (大分類)	施設区分 (小分類)	施設名
行政施設	庁舎等	中島村役場庁舎
行政施設	消防防災施設	消防関係
行政施設	交流施設	輝ら里
給排水施設	給水施設	簡易水道・浄水場
給排水施設	給水施設	簡易水道・第3水源
給排水施設	給水施設	簡易水道・配水池
給排水施設	給水施設	集落排水（吉子川地区）
給排水施設	給水施設	集落排水（滑津原地区）
給排水施設	給水施設	集落排水（滑津地区）
給排水施設	給水施設	集落排水（小針松崎地区）
給排水施設	給水施設	集落排水（町畑地区）
給排水施設	給水施設	集落排水（吉岡地区）
社会施設	交流施設	童里夢公園
住宅施設	公営住宅	村営住宅
社会施設	交流施設	農村環境改善センター
学校教育施設	給食センター	給食センター
保健福祉等施設	子育て支援施設	中島保育所
学校教育施設	幼稚園	中島幼稚園
学校教育施設	小学校	滑津小学校
学校教育施設	小学校	吉子川小学校
学校教育施設	中学校	中島中学校
保健福祉等施設	子育て支援施設	児童館
保健福祉等施設	保健・福祉施設	総合福祉センター
保健福祉等施設	保健・福祉施設	ふれあいセンター関係

中島村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和8(2026)年3月

中島村住民生活課

〒961-0192 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西 11 番地の 1

TEL 0248-52-2111 FAX 0248-52-2170